

国住政第175号
国住生第764号
国住指第4763号
平成30年4月1日

日本建築士連合会会長 殿
日本建築士事務所協会連合会会長 殿

国土交通省住宅局住宅企画官

住宅生産課長

建築指導課長

「地方税法施行規則附則第7条第7項、第10項第2号、第11項第2号及び第12項第3号の規定に基づく国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類（増改築等工事証明書）について」の一部改正について

今般、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）及び地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）の一部が改正され、既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・長期優良住宅化改修工事をした場合の固定資産税の減額措置の適用期限が2年間延長されるとともに（平成32年3月31日）、バリアフリー・省エネ改修工事をした場合の特例措置に係る面積要件が「50平方メートル以上」から「50平方メートル以上280平方メートル以下」に改正（令附則第12条第20項第1号及び同条第28項）されたところです。

これらを踏まえ、本通知を別添新旧のとおり改正することにしましたので、固定資産税額の減額措置の適用を受けようとする者が市町村に提出する証明書（それぞれ要件を満たす改修工事が行われたことについて建築士等が証明する書類）に関して、別添新旧の内容について十分ご留意して発行していただきますようお願いいたします。

貴職におかれましては、貴団体会員に対しても本通知を周知していただくようお願いいたします。

本通知の内容については関係省庁とも協議済でありますので、念のため申し添えます。